

3 粉じんに係る規制基準

粉じんに係る規制基準は、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

番号	区分	構造等に関する基準
1	別表第3の番号1の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によつて散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第3の番号2の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのあるセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第3の番号3の項に掲げる施設	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 施設が密閉構造になっていること。</p> <p>(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	別表第3の番号4の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある木材チップ又は木粉をたい積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によつて散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	別表第3の番号5及び番号6の項に掲げる施設	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
6	別表第3の番号7の項に掲げる施設	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(2) 施設が密閉構造になっていること。</p> <p>(3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>